

歩合給がある場合の雇用調整助成金の助成額算定方法が 令和3年9月1日以降の休業から変わります。

対象となる事業主

○給与に歩合給（出来高払）制が含まれている労働者を休業等させた場合、対象となります。

※該当する場合は、厚生労働省HPで公開予定の参考様式等を提出する必要があります。

変更内容

○判定基礎期間の初日が令和3年9月1日以降の休業より、助成額算定に用いる休業手当支払率（雇用調整助成金助成額算定書の「（５）休業手当等の支払い率」）を以下により算定する方法に変更します。

【変更前】

休業協定書に定めた基本給を含む手当等の支払い率のうち、最も低い支払率を適用



【変更後】

【当該月の休業手当支払額の総額】

【平均賃金額】(※1) × 【月間休業延日数】(※2)

※1 雇用調整助成金助成額算定書の「（４）平均賃金額」に記載している額（変更の必要はありません）

※2 雇用調整助成金助成額算定書の「（８）月間休業等延日数」の①と②の合計日数（変更の必要はありません）

注）雇用調整のための教育訓練を行っている場合、教育訓練に係る賃金について、別途同様の算定を行って下さい

○また、この休業手当支払率は、6カ月経過ごとに見直しを行います。

- ・今回の変更は、助成額が実際に支払われた休業手当額に応じた額になるようにするものです。
- ・また、休業手当額は月ごとに変動する可能性があることから、このような変動をできるだけ助成額に反映させるため、休業手当支払率は6カ月経過ごとに見直しを行います。

具体的な算定方法・手続きなど

○判定基礎期間の初日が令和3年9月1日以降の休業について、雇用調整助成金助成額算定書の「（５）休業手当等の支払い率」は、裏面を参考に、上記の変更内容に基づいて算定した率を当該算定書に記入して下さい。

○この見直し月の翌月以降の申請の際は、上記の算定書の写しを添付して下さい。
また、6カ月経過後の見直しがなされた場合は、その見直し後の算定書を添付して下さい。

事業主の皆様へ

- 雇用調整助成金は、景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成する制度です。
- また、新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置は、雇用を維持する事業主の休業手当等の支払いに係る負担を軽減することにより、労働者の雇用の安定を図るためのものです。
- 事業主の皆様におかれては、こうした趣旨をご理解いただき、引き続き、雇用の維持と適切な申請を行っていただくよう、よろしくお願いいたします。

雇用調整助成金助成額算定書

【計算方法の例】

以下の雇用調整を行った場合

- ①休業：休業手当額7,500円（基本給分80%、歩合給分0%）、全日休業60人日、短時間休業12人日
- ②教育訓練：教育訓練時の賃金9,375円（基本給分100%、歩合給分0%）、教育訓練10人日

様式新特第8号助成額算定書（新型コロナウイルス感染症関係）（自動計算）（R3.6）（R3.8.1日額改定対応済）

雇用調整助成金助成額算定書

判定基礎期間	令和 3 年 9 月 1 日 ~ 令和 3 年 9 月 30 日		
（事業所名）	●●商事		
（事業所番号）	1234-567890-1		
（1）賃金総額 利用した書類を記入してください。 （ a.労働保険料確定保険料申告書 ）	135,000,000 円		
（2）前年度1年間の1箇月平均の 雇用保険被保険者数	50 人		
（3）年間の 所定労働日数 （所定労働日数の算出については裏面の3をご確認ください）	259 日		
（4）平均賃金額 [(1)/{(2)×(3)}]	10,425 円		
	休 業		教 育 訓 練
	全 日	短 時 間	
（5）休業手当等の支払い率 ※就業規則、休業等協定によって定められた、 休業手当の支払率又は教育訓練中の賃金の 支払い率	71 %	71 %	89 %
（6）基準賃金額 [(4)×(5)]	7,402 円	7,402 円	9,279 円
（7）1人日当たり助成額単価 [(6)×助成率] 3/4（大企業：解雇等なし） ※助成額単価の上限額については裏面8参照	5,552 円	5,552 円	8,360 円
（8）月間休業等延日数 ※様式新特第9号の④、⑤及び⑥欄から転記。	①（9号欄から転記） 60	②（9号欄から転記） 12	③（9号欄から転記） 10
	人・日	人・日	人・日

（休業手当支払額の総額）
540,000円（7,500円×72人日）

10,425円 × 72人日
（平均賃金額）（休業延日数）

71%（休業手当支払率）

※全日と短時間に同じ率を記入下さい。
※小数点以下の端数が生じた場合は、
切り下げて下さい。

（教育訓練に係る賃金の総額）
93,750円（9,375円×10人日）

10,425円 × 10人日
（平均賃金額）（教育訓練延日数）

89%（教育訓練の賃金支払率）

※小数点以下の端数が生じた場合は、
切り下げて下さい。

【その他】

○今回の変更後に、実際に支払われた休業手当額が助成額を上回る月がある場合には、当該月については、同月の休業手当額に基づき、休業手当支払率を算定し直すことができますので、申請の際に、実際に支払われた休業手当額が確認できる資料をご提出下さい。

○該当する場合に提出する必要がある参考様式は近日中に厚生労働省HPに公開予定です。

○なお、従業員が概ね20人以下の事業主におかれては、実際に支払った休業手当等の額により申請できる「小規模事業主用様式」をご利用いただけます。

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

厚生労働省HP

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

